

蒲郡市水道事業給水条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、蒲郡市水道事業給水条例（昭和34年蒲郡市条例第7号。以下「条例」という。）第35条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(給水装置工事の申込み)

第2条 条例第4条第1項に規定する給水装置工事をしようとする者（以下「申込者」という。）は、給水装置工事申込書（第1号様式）を市長が別に指定する書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 市長は、給水装置の新設又は改造の工事の申込みを受けたときは、給水装置工事の適否を審査し、当該工事の承諾をするときは、給水装置工事設計審査結果通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

3 条例第4条第1項ただし書に規定する市長が管理規程で定める工事は、修繕工事とする。

(同意書等の提出)

第3条 条例第4条第2項に規定する同意書等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者に提出を求めるものとする。

(1) 他人の家屋又は所有地に給水装置を設置しようとする場合 当該家屋又は土地所有者

(2) 他の給水装置から分岐しようとする場合 当該給水装置の所有者
(既に総代人が選定されているときは、総代人)

(3) その他必要があると認められる場合 利害関係人

(給水装置工事の申込みの取消し)

第4条 申込者は、給水装置工事の申込みの取消しをしようとするときは、直ちに給水装置工事申込取消届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 申込者は、給水装置工事を既に施行しているときは、原形に復旧しなければならない。

3 市長は、市が給水装置工事を施行する場合において、当該工事の申込みを取り消したときは、条例第8条に規定する工事費を申込者に還付するものとする。ただし、申込者は、市が給水装置工事を既に施行しているときは、当該施行した部分に係る工事費及び前項の規定による原形復旧に係る撤去費を負担しなければならない。

4 申込者は、給水装置工事の申込みを取り消したことによって市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

5 市長は、申込者が条例第8条に規定する工事費又は条例第26条に規定する水道施設分担金を指定された期日までに納入しないときは、申込者により給水装置工事の申込みを取り消したものとみなす。

(開発行為等による配水管の布設に要する費用)

第5条 開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する許可を受けた開発行為をいう。)又は住宅、農業若しくは工場用地等を整備する事業(以下「開発行為等」という。)による配水管の布設に要する費用は、開発行為等を行う者が負担するものとする。

2 開発行為等に伴い配水管を布設する必要があるときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、開発行為等による配水管の布設工事に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(配水管の布設に要する費用の負担区分)

第6条 条例第5条第2項の規定による配水管(口径75ミリメートルまでのものに限る。)の布設工事に要する費用は、当該配水管から給水装置の分岐1件につき40メートルに相当する額を除き、申込者の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、配水管の布設工事の費用負担に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(給水装置工事の検査)

第7条 条例第6条第2項に規定する工事検査を受けようとする者は、給水装置工事完了届及び給水開始届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の検査結果を合格としたときは、給水装置工事検査結果通知書（第5号様式）を申込者に通知するものとする。

（給水の制限及び停水の予告）

第8条 市長は、条例第11条第2項の規定により給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域について予定日の前日までに水道使用者等に予告しなければならない。

（代理人及び総代理人の選定等の届出）

第9条 条例第13条第1項及び第16条第2項第4号の規定による届出は、代理人届（第6号様式）により行うものとする。

2 条例第14条第1項及び第16条第2項第5号の規定による届出は、総代理人届（第7号様式）により行うものとする。

（メーターの管理）

第10条 水道使用者等は、メーターの設置場所には、検針等に支障を生ずる物件を堆積し、又は工作物を設置してはならない。

2 市長は、工作物の設置等により、メーターの検針等に支障があるときは、メーターの位置を変更することができる。

3 前項の規定による変更に必要な費用は、水道使用者等の負担とする。

（水道使用者等の届出）

第11条 水道使用者等は、使用の開始若しくは中止又は使用者の氏名若しくは住所の変更等軽易な変更事項は、口頭等により市長に届け出ることができる。

（私設消火栓の使用）

第12条 条例第16条第1項第3号の規定による届出は、私設消火栓使用届（第8号様式）により行うものとする。

（給水装置の所有者の変更の届出）

第13条 条例第16条第2項第2号の規定による届出は、所有権移転届（第9号様式）により行うものとする。

(使用水量の通知)

第14条 条例第21条の規定により、メーターの検針をしたときは、その都度使用者に使用水量を通知する。

(従量料金の算定の特例)

第15条 水道の使用を中止する場合において、1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を1立方メートルとする。

(給水の停止処分)

第16条 市長は、条例第31条第1項第1号及び第2号の規定により給水を停止するときは、あらかじめその旨を水道使用者等に通知しなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第17条 条例第34条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと

(身分証明書の提示)

第18条 条例に定める業務を実施するため、土地又は建物に立ち入る者は、関係者の請求があったときは、当該業務に従事する者である身分証明書を提示しなければならない。

(標章の掲示)

第19条 水道使用者等は、市が交付する標章を市長が指定する場所に掲示するものとする。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。